

## 市川市の自転車安全利用に関する条例の方向性について

### 1. 法改正の状況

- ・平成 20 年 6 月改正道路交通法施行  
自転車歩道通行方法の改正
- ・平成 21 年 7 月改正千葉県道路交通法施行細則施行  
携帯電話、傘差し運転の禁止

### 2. e—モニター結果（平成 21 年 7 月 9 日～16 日 有効回答数：1607 名）

- ・マナーの悪い自転車を危険だと感じたこと  
ある 63%、時々ある 35% 計 98%
- ・道路交通法の自転車関係の規定  
知っている 64%、多少知っている 32% 計 96%
- ・自転車ルール、マナーの啓発  
拡大すべき 84%、今のままでよい 15%、不要 1%

### 3. 市川市の自転車事故率

自転車事故率（40%）＝自転車関係する事故件数／全事故件数

- ・交通手段として自転車を利用する割合が他市より高い
- ・人口 1 万人当たりの自転車関係する事故件数は県平均よりも 14%多い
- ・人口 1 万人当たりの全事故件数は県平均よりも 26%少ない

### 4. 自転車走行に関する問題点、課題

- ・交通ルールを守らない、理解していない → 安全運転を誘導する
- ・自転車が安全に走行できる道路が少ない → 道路環境を整備する

### 5. 条例の方向性と実効性の確保等に関する方策の論点

- (1) 市、自転車利用者、自転車販売者の責務について
- (2) 条例に規定する自転車の走行ルールについて
  - ① 道路交通法に規定しているルール
  - ② 道路交通法に規定していないルール  
イヤホン、ヘッドホンを使用した運転の禁止  
歩行者の多い歩道での押し歩き促進  
自転車点検整備、保険加入促進
- (3) 実効性の確保について
  - ① 街頭での注意、指導又は警告する指導員制度について
  - ② 罰則規定（過料）について
- (4) 自転車安全教室の位置づけと学校長の協力について
- (5) 自転車安全利用に関する市民活動を行う団体への支援について